

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年3月30日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 本件収入は、全て本件事業の経費に充てたものであり、生活費に充てたものではないから、生活保護費の過払いには当たらない。
- (2) 本件収入に関し、生活保護費から返済を迫る本件処分は、処分庁の「生活保護費を本件事業に充てるのは適当ではない。」という指導と矛盾し、納得できない。
- (3) 受講料をすでに受け取っている受講生が卒業資格を取るまでは、本件事業を閉鎖することなく継続するという社会的責任が

ある。また、請求人の過去の成功のノウハウを生かすことは可能であって、通信講座に特化すれば、会社は再起できる可能性があり、請求人自身も経済的に自立できることとなる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年4月20日	諮問
令和3年6月28日	審議（第56回第4部会）
令和3年7月29日	審議（第57回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

イ 法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないと規定している。

ウ また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準

により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

エ したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成26年4月25日一部改正））1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還につい

ては、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」等（自立更生費）を控除して差し支えないとしている。

エ また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

もともと、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合として、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとされ（問答集問13-5・答(2)）、返還額の決定は、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うものとされている（同・答(3)）。

(3) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所長

にその旨を届け出なければならぬとされている。

(4) 次官通知について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

また、次官通知の第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

なお、次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

2 本件処分について

(1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 請求人は、平成30年9月20日、担当者に対して、本件事業を廃業した旨を報告したこと。

イ 処分庁は、〇〇市の税務調査の結果、請求人には、平成30年中に、給与所得が226,898円あったことが判明したことから、担当者を通じて請求人に確認したところ、請求

人から、本件事業に係る経費（赤字分）に充てるために、平成30年8月26日から働いており、平成31年中も収入があるとの回答を得ていること。

ウ 担当者は、請求人から処分庁に対し、本件収入申告書及び本件収入の内訳等の書類が提出されたことから、請求人宅を訪問し、本件事業経費については、本件収入に係る法63条の手續に関し、自立更生免除としては認められない旨を説明していること。その際に、生活用品など自立更生のための用途に供される費用について、請求人に確認したところ、ないとの回答を得ていること。

その後、請求人は、処分庁に対し、本件事業経費（804,932円）分に係る各種領収書及び銀行の取引記録等を提出し、自立更生免除となるように求めたこと。

エ 処分庁は、以上のことから、本件収入について、当該各月分の給与から必要経費をそれぞれ控除した後の計601,044円を請求人の収入として認定し、本件事業経費については、自立更生免除の対象としないとした上で、同額（601,044円）が本件対象期間に請求人に支給された保護費を超えていなかったことから、同額に相当する過払分の保護費について、法63条の規定に基づき、返還を求めることを決定し（本件処分）、請求人に対し通知したこと。

- (2) 請求人の本件事業は赤字がかさみ、遅くとも平成30年9月までには事実上廃業したものであって、本件事業経費は自立更生のためにやむ得ない用途に充てられたものとは認められないから（上記1・(2)・ウ及びエ）、処分庁が本件事業経費をもって自立更生免除の対象にならないとしたことは相当である。
- (3) そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則ってなされたものと認められ、また、本件処分における本件収入の収

入認定及び返還決定額の算定において、違算等も認められないことから、これを違法、不当と評価することはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかし、本件処分は、上記2のとおり、違法、不当な処分とまでは認められないから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、本件収入については、全て本件事業の経費に充てられたのであるから、本件処分において、本件事業経費の全額を自立更生免除とすべきであると主張するようであるが、仮に、そのような事実があったとしても、本件収入は、請求人の就労に伴う給与収入であって、本件事業に係る経費（赤字分）については、本件免除基準によれば、自立更生免除の対象としては認められないのであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2（略）